

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

平成30年3月12日（月）

開会 13時30分

閉会 14時50分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当）辻善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 班長 野間英生

教育財務課 課長 藤森正也、課長補佐兼班長 長尾和子

保健体育課 課長 野垣内靖、充指導主事 後藤大介

教育政策課 課長 辻成尚、課長補佐兼班長 山本順三、主幹 服部秀一

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 岡村芳成、主幹 池山智之

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第58号 専決処分の承認について（平成29年度三重県一般会
計補正予算（第10号））

原案可決

6 報告題件名

報告1 三重県部活動ガイドライン（最終案）について

報告2 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

報告3 教職員の資質能力向上支援事業の平成29年度実施結果及び平成30年
度概要について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田教育長が開会を宣告する。

- ・会議成立の確認

全委員出席により、会議が成立したことを確認する。

- ・前回審議事項（2月16日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

- ・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

- ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、議案第58号から事項書の順に審議する順番とすることを決定する。

- ・審議事項

議案第58号 専決処分の承認について（平成29年度三重県一般会計補正予算（第10号））（公開）

（藤森教育財務課長説明）

議案第58号 専決処分の承認について（平成29年度三重県一般会計補正予算（第10号））

平成30年2月26日急施を要したため、別紙のとおり平成29年度三重県一般会計補正予算（第10号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成30年3月12日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成29年度三重県一般会計補正予算（第10号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめくりいただきますと、2月26日付で教育委員会の意見についてということで、原案に同意する文書でございます。

裏を見ていただきますと、これが2月22日付で知事から意見聴取された文書でございます。

それでは、補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。1ページをご覧ください。この第10号というのは、最終補正と一般的には言われている補正でございます。教育費と2月補正で計上いたしました災害復旧費を補正をしております、総額で941,762千円の減額補正となっております。

主な内訳については、2ページでご説明申し上げます。それぞれ各項ごとの主なものが上がっていますが、まずは各教職員の人件費についてご説明申し上げますと、人件費につきましては、再算定を行った結果、上から教職員退職手当82,052千円の減額、2つ飛びまして、小学校人件費で215,640千円の減額、その下、中学校の人件費で152,007千円の減額、高等学校人件費は7,907千円の減額、

特別支援学校人件費は、124,567千円の減額となっております。

2つ目の高等学校等進学支援事業費につきましては、高等学校等修学奨学金の貸与者の実績見込の精査により、32,952千円の減額でございます。その下、高校生等教育費負担軽減事業費につきましては、高校生等奨学給付金等の実績見込の精査により、75,038千円の減額でございます。下から3つ目、特別支援学校施設建築費は事業内容の見直しや入札差金による工事請負費等の減額で73,000千円の減額。その下、受託発掘調査事業費は、国及び中日本高速道路株式会社等からの受託事業の減により19,220万円の減額。最後の学校保健安全事業費は、災害共済給付金の所要見込額の精査により34,722千円の増額となっております。

最後、繰越明許費の3ページでございますが、今回、繰越明許費に計上しております2件についてご説明申し上げます。高等学校費のうち、校舎その他建築費におきましては、四日市商業高等学校施設整備に係る工事費につきまして、工事施工に伴う工事用資機材の搬入経路の調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難になったため、8,617千円を、また、社会教育費のうち、地域文化財総合活性化事業費におきまして、重要伝統的建造物群保存地区である亀山市関宿における文化財建造物等を活用した地域活性化事業に係る補助金につきまして、補助事業者から修繕の設計を委託されました業者が、業務の遂行が困難となり業者変更したことに加えまして、建築確認申請におきまして設計変更が生じ、不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったために、1,407千円を繰越明許費に計上しております。

説明は、以上で終わります。

【質疑】

教育長

議案第58号については、いかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 三重県部活動ガイドライン（最終案）について（公開）

（野垣内保健体育課長説明）

報告1 三重県部活動ガイドライン（最終案）について

三重県部活動ガイドライン（最終案）について、別紙のとおり報告する。平成30年3月12日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

はじめに、三重県部活動ガイドライン（最終案）についてですが、別添の冊子となっております。中間案作成後、策定委員会、パブリックコメントなどにより、多くの方々からご意見をいただき、別添のとおり作成いたしました。中間案からの変更点についてですが、項目名の一部で中間案から変更しているところはありますが、校正の柱立てにつきましては、変更がございません。新たに一口メモを加えるなど、内容を膨らませた形となっております。

それでは、お手元の資料1ページ、「三重県部活動ガイドライン（最終案）について」という資料に沿ってご報告いたします。

まず、「1 パブリックコメント」についてです。パブリックコメントにつきましては、昨年12月15日から1カ月間実施いたしました。パブリックコメントでは、延べ80件のご意見をいただいたところです。

最終ページの別紙にいただいた意見の概要をまとめましたが、主な意見としまして、全般では、ある一定ラインを決め、みんなで守るということが必要と考える。示された「ガイドライン」が守られるよう、働きかけが必要であり、指導の徹底をお願いしたい。休養日や活動時間の設定では、基本的にガイドラインの作成には賛成である。休養日を設けたり、練習時間を短縮したりすることにも反対ではない。しかし、県からは国体、インターハイ等に向けて強化についても言われている。このような点に配慮してほしい、などの意見がありましたが、全体的にはおおむね肯定的な内容でした。

続いて、「2 策定委員会」の開催状況についてでございます。これまでに3回の策定委員会を開催いたしました。直近では、1月31日に第3回委員会を開催し、中間案に係るパブリックコメントの状況と、1月17日に国から「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン骨子案」が公表されましたので、この2点について報告させていただくとともに、それまでのご意見を受け、事務局で作成しましたガイドライン最終案について協議を行いました。策定委員会当日のご意見等から、ガイドラインの内容について、大幅な変更はなく、ガイドライン最終案はこの委員会でおおむねご了承いただきました。

続きまして、2ページ「II 三重県部活動ガイドライン（最終案）の主な内容」についてです。まず、「1 部活動の課題」についてですが、この部分は、本ガイドライン策定の目的にもなりますが、生徒の「健全な成長」の視点と、教員の「働き方の見直し」の視点の2つの視点から捉えているところです。特に成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、休養日を設けない等の過度な活動により、子どもたちの心身に大きな負担を与えるようでは、学校教育の一環として行われる部活動から外れたものになってしまいます。子どもたちの「健全な成長」を大切に考えつつ、適切な部活動を実践していくことが、教員の「働き方の見直し」にもつながっていくと考えています。

次に、「2 適切な部活動の運営」ですが、各学校ではガイドラインをもとに、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、先ほどの2つの視点から、活動状況の再確認とともに、必要に応じて見直しなどを図っていただきます。具体的には、各学校において、学校部活動運営方針及び活動計画の策定・見直しを行っていただきます。これらの内容につきましては、子ども、保護者と共有を図るようになります。

次に、「3 休養日・活動時間の設定」についてです。ここは、ガイドラインのポイントになるような部分となります。この内容について中間案から変更はございません。2月26日、国から運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインについて公表されました。その中では高等学校段階においても、週当たり2日以上休養日を設けるなど、中学校段階と同じ内容を原則適用し、速やかに改革に取り組むよう示さ

れています。県教育委員会としましては、国のガイドラインが中学校段階の運動部活動を主な対象としていること。また、個人差はありますが、高等学校段階の子どもたちの発育・発達段階などを考慮し、従来から提案しているとおり、1週間のうち、1日は休養日を設定する。土曜日又は日曜日の1日とする、とさせていただきたいと考えています。これまでも各高等学校では、週1日の休養日を設定していただいているところですが、今回、週休日の休養日設定と一歩進める形をとりました。今後、このあたりの取組状況を把握しつつ、休養日の見直しについて検討していきたいと考えています。

活動時間の設定につきましては、中間案から変更はございません。休養日・活動時間ともに大会参加や、その事前の準備期間に子どもたちや指導者のモチベーションを考慮し、事前の活動計画や校長が確認、承認することによって、他の日に休養日を設定することなどで、柔軟に対応できるものと考えております。

次に、「4 その他主な項目について」でございます。資料には5点上げさせていただきました。まず、「(1) 参加大会の精選」についてでございます。関係協議団体が主催する大会は、週休日に開催されることが多いため、生徒も指導者も、週休日に休みが取りにくくなります。学校においては、参加する大会などを精選することが必要です。また、県教育委員会では、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会の開催時期や運営などの検討を開催競技団体へ要請していきます。

「(2) 適切な部活動指導に向けた研修の充実」についてです。指導者には、技術的なことだけでなく、日常の教育活動につながるよう、指導力の向上に向け、専門的な知識や最新の指導方法などを身につけていくことが大切であると考えます。

「(3) 地域人材の活用」についてでございます。県教育委員会など学校設置者は、学校の実態などに応じて、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の時間外労働解消などの観点から、円滑に部活動を実施できるよう、地域人材の活用に向け積極的に取り組みます。平成30年度は、中学校へ10名、高等学校へ5名部活動指導員を配置できるよう、予算化したところでございます。

「(4) 体罰等の行き過ぎた指導の根絶」についてでございます。指導と称して殴る蹴るなどの行為はもちろんのこと、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、人格の尊厳を損ねるような行動は絶対に許さず、子どもの心に響くような指導を心がけることが必要となります。

「(5) 安全管理と事故発生時の対応」についてでございます。部活動は学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。指導にあたっては、生徒の健康状態の把握や個人の能力に応じた指導、天候等を考慮した指導などに留意が必要となります。ガイドラインに記載した主な内容は、以上となります。

最後に「Ⅲ 今後の予定」についてです。県のガイドラインにつきましては、3月末に公表される国のガイドラインを確認した後、公表し、新年度4月から運用します。これまでガイドラインについて中間案作成以降、校長会などの場におきまして説明を行い、周知を図ってまいりました。今後、議会の常任委員会に説明した後、内容について最終確認し、策定させていただきたいと考えています。私立学校に対しましても、県の環境生活部を通じて情報提供してまいります。

また、新年度以降も引き続き、指導者への研修会などにおいて、ガイドラインの周知徹底を図ってまいります。加えて、7月頃、各学校の取組状況について調査し、結果を把握するとともに、休養日の設定や効果的な指導など、工夫した取組やガイドライン運用上の課題について、市町教育委員会や校長会など関係者と協議する場を設け、適切な部活動運営に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

【質疑】

教育長

それでは、報告1については、いかがでしょうか。

原田委員

この場をお借りして、少し遅れまして申し訳ありませんでした。

一つ、お尋ねしたい点ですが、2ページにあります「2 適切な部活動の運営」の項目の部分における(1)の「学校部活動運営方針」というのは、今でも既に学校それぞれに存在しているのか、それとも、このガイドラインを策定していくにあたり、こういったものを方針として、今後、各校それぞれが策定していくものかということをお尋ねしたいと思います。

保健体育課長

学校によっては、既に策定しているところもあって、名前はこういう名前ではなくて、例えば部活動規定とか、そういった名前が違うところもありますが、このような方針を策定している学校も多々あると思います。

原田委員

お尋ねしたかった部分としては、やはり今回、部活動ガイドラインというのが、生徒の健全な成長の視点というところも踏まえつつも、大きい部分としては、先生方の働き方改革というところもあると思いますので、運営方針というのを新たに一からたたき上げるというのも、なかなか先生方にとってはハードな業務になるのかなと思って、県の教育委員会としてできることとすれば、何かベースとなる案みたいなのを学校サイドに運営方針としてのレクチャーみたいなのをしていかれるという方向性かどうかということをお尋ねしたい部分です。

保健体育課長

校長会などでそういった具体例というのものも、一応お渡しして、こんな形をお願いしますというのは、説明しているところです。

森脇委員

用語の問題で一つお尋ねしたいのですが、4ページの一番上の(4)に体罰等の行き過ぎた指導の根絶とあるんですが、常識的にはこれで通るのかもしれないんですが、もともと体罰というのが指導の類型に入るのだろうかという疑問があるんですね。

例えば、5ページの右側の一番下のところに、指導の徹底と言っていますよね。これはパブリックコメントの一つなので、公文書ではないんですが、指導の徹底という言葉があって、一方では行き過ぎた指導というのがあるって、なんか区別がついてない感じがしますね。だから、私の目から見ると、体罰は指導というふうには言わないほう

がはっきりするんじゃないかと。行き過ぎた指導ではなくて、指導ではないというふうに言ったほうがはっきりするんじゃないかと思うんですが、検討してみてくださいないでしょうか。

保健体育課長

わかりました。検討させていただきます。

岩崎委員

先ほどのご説明の中で、国のガイドラインがもう間もなく出てくるというお話でありましたが、その国のガイドラインにある程度合わせなければいけない。策定としては三重県のほうが先行している形なんですね。時期としては。それを、もうすぐ出てくるであろう国のガイドラインの中身を見ながら、最終的には決めていくというお話になっていると思いますが、例えば今の森脇委員のご指摘によると、体罰との関係というのは、例えば国のガイドラインにはどう書いてあるのかとか、あるいは、私も説明を聞き漏らしたのかなと思ったのですが、中学校の場合には、1週間のうち、2日間の休養日、それで高校も国のガイドラインは1週間で2日ですか。それをあえて1日というふうに設定していることについては、別に国に従う必要はないんですが、国が一定示したということから言うと、それなりの理由が求められる、説明する理由というのが必要になるんじゃないかと思うんですが、その点はどう考えればいいのか。

保健体育課長

国のほうは、高校も中学校段階と同じ内容を原則、適用しなさいということですので。本来なら高校も2日ということになるんですが、三重県では高校は個人差はありますが、高校段階の子どもたちの発育・発達段階を考慮して、1日でもいいだろうという形で判断しております。

それと、今まで高校は休養日は週に1回でしたが、その1回は、平日でも週休日でもどちらでもよかったのですが、今回は土日限定という形にしましたので、そういう意味で一歩ちょっと進んでいるのかと。

岩崎委員

わかりました。

教育長

あと、いかがですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告2 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について (公開)

(辻教育政策課長説明)

報告2 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について、別紙のとおり報告する。平成30年3月12日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。

1ページをご覧ください。公私比率ですが、最初のところにありますように、高等

学校の募集定員については、平成25年に公私比率等検討部会がまとめた平成33年度までの方向性をふまえて、公私協で協議を行い策定しています。

そして、現在の中学校卒業者が大幅に減少することなどから、この平成29年9月に改めて部会を設置しまして、公私比率の検証ですとか、33年度までのあり方について、4回にわたり協議を行いました。

この部会については、11月20日の定例会で、第2回まで会議を終了しましたので、その途中までの状況については、報告をさせていただきましたが、今回、4回終了して、2番にありますように部会で検討した内容をまとめましたので、それを報告させていただくものです。

それでは、主な内容と書いてありますが、構成も含めてご説明したいと思いますので、別添ということで、その次の2ページをご覧ください。最初の4行のところ、「ここに」という最後の行にありますように、そのまとめを「公私協に提言します」ということで、これは部会からの公私協への提言であると位置づけをしております。

そして、その次の「1 経緯」の2ページから3ページの上から6行目までにわたるところについては、1ページで経緯を説明しましたので、ここでは省略させていただきます。その次の「2 平成30年度までの募集定員の策定に係る検証」ここから要点を読み進める形でご説明をしたいと思います。まず、「(1) 県全体の状況」のところ、平成27年度から平成30年度までとありますが、前の平成25年の提言を踏まえて募集定数を策定したのが平成27年度からの募集定員です。平成27年度から30年度の募集定員の増減ですが、4年間で合計880人の減ということで、県立では825人、私立では55人という減でした。その結果、公私比率は、県立高校で0.7ポイント低下し、私立高校で0.9ポイント上昇しました。

②中学生の進学状況ということですが、県立高校と私立高校を合わせた県内全日制高校への進学率は、3年間で0.4ポイントの低下となりました。高等専門学校と通信制高校への進学率が高まったため、県内の全日制高校への進学率が低下しました。

表の下です。平成28年度の中学校3年生の進路希望と進学状況を見ると、県立全日制への進学希望は、7月時点で84%あるんですが、進学実績は69%となっています。一方、県内の私立高校への進学希望は、7月では約8%ですが、進学実績は19%となっています。7月時点では県立高校を希望していても、受検までの段階で、県内の私立高校や県外全日制高校、高等専門学校や通信制高校等へ進路を変更している状況がデータから見てとれましたということが検証でした。

「(2) 地域ごとの状況」についても検証を行いました。まず、桑名・四日市地域ですが、公私比率は県立で0.5ポイント低下、私立では0.5ポイント上昇しましたということで、概ね提言に示された方向性に沿った募集定員の策定が行われていたと考えました。

その次の段落は、全日制への進学率ということですが、0.9ポイント低下しました。そうした中で、県立高校では定員を充足しているんですが、私立高校4校で合わせて100人以上の欠員が続いていると。その原因としては、隣接する愛知県の私立高校への進学者が多いこととか、私立の通信制高校への進学者が増加していることがあります。

以下の地域でも同じように、公私比率と進学率を中心に検証をしています。②の鈴鹿・津地域ですが、公私比率は県立で1.1ポイント低下し、私立では1.1ポイント上昇したことから、提言に示された方向性に沿った募集定員の策定が行われてきました。進学率は0.2ポイント低下しました。原因としては、高等専門学校や私立の通信制高校への進学者が増加していることがあります。

松阪地域につきましては、公私比率は変わりませんでしたので、これも提言に示された方向性に沿った募集定員の策定が行われてきました。進学率は0.9ポイント上昇しています。また、定員も充足している状況があります。

④伊勢地域ですが、ここでは公私比率が県立で2.0ポイント低下し、私立では2.0ポイント上昇しました。これは、「大きく変わらないように」という提言で示された方向性とは異なる状況になっていました。原因としては、平成28年に県全体の中学校卒業生数が増加する見通しであったことから、私立高校の県全体の総募集定員、定員総数を増やしましたが、この地域では中学校卒業生数が減少したために、県立高校で減じたんですが、私立高校では逆に増やしたことが原因としてありました。進学率は、この4年間では変わっていませんが、県立高校では毎年合わせて70人以上の欠員が生じています。

次、伊賀地域ですが、県立で0.7ポイント低下し、私立では0.7ポイント上昇しているということで、提言で示された方向性とは異なる状況になっていました。中学校卒業生の減少に対して、募集定員の減を私立で行わず、県立高校で対応したことが原因としてあります。県内の全日制高校への進学率は1.1ポイント低下してしまっていて、ここでも高等専門学校や私立の通信制高校への進学者が増加していることがありました。

⑥尾鷲・熊野地域です。ここは私立がありませんので、40人の減を全部県立高校で対応しています。進学率についても、この3校への進学率が1.5ポイント低下しており、これも原因としては、他地域にある高等専門学校への進学者、具体的には名張にある近大高専ということが見てとれましたが、そういうことが増加していることがありました。

以上が、検証という部分で、これまでの募集定員策定による公私比率、県内全体と地域ごとということで、次の平成33年度までの公私比率について、ここも協議をしましたので、それをまとめてあります。中学校卒業生数は、平成30年3月から平成33年3月までの3年間で約1,760人と、大幅に減少することが予測されており、これに伴い、全日制高校の定員も1,600人余り減少することが見込まれます。このような中で、今後も中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の理解が得られるよう、以下に示すように募集定員を策定することが求められますということで、ここでは大きな基本的な考え方として述べさせていただきました。

そのやり方として、「(1) 中学校卒業生数の予測をふまえた毎年度の募集定員の策定」ということで、今回の検証でも進学率は年度によって異なる状況が見られましたので、中学校卒業生数の予測も、毎年度、在籍者数を確認してできる限り正確に算出する必要があります。このことから、今後の募集定員についても、中学生の進路状

況を検証しながら、中学校卒業生数の増減予測をふまえて、毎年度、公私協の場で協議を行い策定する必要があるということが1点目。

2つ目として、「(2) 高校の特色化と魅力化、募集定員の大幅減への対応」ということで、今回の検証で、全日制高校を希望しながら、最終的には通信制高校に進学する割合が高くなったとか、欠員がある一方で隣接県の高校に進学者が比較的多い地域があると。そういうふうなことで、県内の全日制高校への進学率が低下している地域が結構ありました。

そういうところから、県立高校も私立高校も切磋琢磨しながら一層の特色化・魅力化を図ると。また、これまで以上に多様な生徒を受け入れるように努め、双方が生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応える公教育の役割を果たしていく必要があります。そのためには、これからも県立、私立双方が、公私協の場で協調して協議を行い、募集定員の大幅な減少を適切に分担することが必要であるというまとめです。

(3)については、最初の2行は、今の繰り返しになりますが、県立・私立がともに魅力ある学校づくりを進め、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えながら、適切に減少に対応していくためには、今後も公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要があります。平成25年度の提言は、県立・私立の設置状況や中学校卒業生の増減、進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに中長期的な方向性を示しました。なので、今後もこの方向性をふまえて募集定員を策定することが適切だと考えました。

地域ごとの方向性については、また改めて7ページ以下、下のほうに示していきます。①桑名・四日市地域、②津・鈴鹿地域についても、平成25年度にまとめたのと同じように、それぞれ最後の行を見ていただくとわかりますが、県立の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように定員策定がなされる必要があります。③松阪地域、④伊勢地域、⑤伊賀地域につきましても、それぞれのところの最終の文章ですが、県立高校の比率と私立高校の比率が大きく変わらないように策定がなされる必要があります。⑥尾鷲・熊野地域ですが、ここは私立がありませんので、県立だけで増減に対応した定員策定がなされる必要がありますというふうに、改めて平成25年度に定めた地域ごとの方向性をまとめさせていただきました。それで、平成33年まではこれをふまえていくこととさせていただきます。

県全体の募集定員は、ここに示した各地域の公私比率等の方向性をふまえると、今後も県立高校の比率が低くなり、私立高校の比率が高くなっていくことが見込まれます。平成33年度までの今後3年間の公私比率については、年度ごと地域ごとに中学校卒業生数の増減などがこれまでと異なることから予測することは難しいものの、平成33年度には県立高校が75～76%程度、私立高校が24～25%程度となることを見込まれます。

なぜ、このような記述を加えたかといいますと、第2回の部会のところで、公私比率は全国的に平均すると7対3が多いので、これを目指せないのかという意見が複数出されました。ところが、それに対しまして、募集定員が7対3ということですが、これについては、25年度の部会でも、全国的な平均とかいう数字ではなく、中学生の進路をきちんと実現するという考え方でやっていかなくてはいけないだろうとい

う話と、今回、同じような意見が出ましたので、7対3にするということは、募集定員が1,600人これから減る中で、県立は2,200人は減らさないといけない。私立は、逆に600人増やすことになるという説明をさせてもらったところ、部会全体で、これは適切ではないんじゃないかということが共有されました。

そういうことを受けて、次の第3回の部会では、7対3ということはないということにはわかったのですが、それならそういう議論に戻らないように、あらかじめ示すのではないですが、見込としてどのぐらいになるかということを示せないかという意見がありましたので、具体的な人数はそこにあるように算出するのは非常に難しいのですが、おおまかな割合として、そこに書かれている範囲の割合になるということが見込まれるということを書き込ませてもらったというのがこの経緯です。

最後、「4 おわりに」というところですが、平成34年度以降の公私比率等の方向性については、33年度までの募集定員や進路の状況を見て、改めて検証したうえで検討する必要がありますということとしました。

もう一度、1ページに戻っていただけますでしょうか。真ん中の部分については、今、本紙で説明をしましたので、「3 今後の対応」というところですが、3月下旬に開催される公私協、具体的には3月20日に予定しておりますが、そこで今の提言を報告します。そして、公私協では部会の提言を受けて確認の協議を行いまして、その協議結果を踏まえて31年度以降の募集定員を策定していくということで進めていきたいと思っています。

最後のまとめの後の表やデータは説明しませんでしたでしたが、これは協議に使ったデータをまとめて付けさせていただきました。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

森脇委員

とても大変なエネルギーとコーディネート力が必要となる、この公私比率の策定ですが、現実的な問題として、特色化を進めることと公私比率を決めることは、もしかしたらバッティングする部分がないだろうかと思うんですね。つまり、あらかじめ決められてしまうと、それはその割合の中で、多分生徒は来るんだから特色化というところに足を踏み出さなくても、現状のままで大丈夫という動きをサポートしてしまうことにならないだろうか。

一方で、こっちを進めると、この比率がおかしくなると。両者がどちらとも実現することが望ましいとは思いますが、どこかでバッティングする部分があるんじゃないかという気もして、そうだとすると、このやり方全体が、もしかすると、今回のとりまとめについてはこれでいいと思いますが、次のことを考えるときに、例えば、ある部分は公私比率を決めておいて、ある部分の定員については少し流動性を持たせて、市場原理といったら悪いですが、特色をつくり出したところに、その定員がつくような流動性を持たせるみたいなことも、少しこう。なんていうか、7対3という言い方

がすごく気になるんです。結局、最初から決めておいて、そのパイを配分するみたいな。それだと、全然私学のほうは努力しなくてもオッケーで、それ全部尻ぬぐいは公立にさせるという発想が見え見えで、非常に気になるんですが。そうじゃなくて、それは現実的でないと思うので、多分あまり説得力がなかったと思うんですが、2つの原理のどこか最終地点のところでの折り合いの部分に流動性のある定員を設けるというようなことも、少し考えてみてもいいんじゃないかと。一つのアイデアですが、いかがでしょうか。

教育政策課長

7対3にならないまでも、地域ごとの方向性に従っていると、これからの3年間でも県立の比率が低くなり、最後の今、時間かけて説明したところの割合になってくるのではないかということはあるんですが、大切なのは三重県どの地域でもきちんと中学生が高校に進学できる、特に書かせていただいたのは、7ページの(3)の最初の2行ですが、どの地域においても、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応える高校でなくてはいけないということで、非常にこれから生徒数が急激に減っていくので、公立も私立も当然減っていくわけですから、厳しいことに違いがないわけですが、その中でも生徒、保護者の幅広いニーズに応じて、対応していかなければならないというところの多分ギリギリの線で調整しながら、しかも、両立は難しいのかもしれませんが、活性化というか活力をしっかりと持った学校にしていかなければならないというところなので、市場原理でその形でやっていくのがいいのかどうかというのは、当然、検討はしていかなければなりません。ただ、それによってどこかの学校が非常にしぼんでしまっただけというか、そういうこともあってはその地域の子どもたちにとっては非常に進学は難しい部分になっていくので、その辺、またご意見をいただきながら考えていきたいと思っています。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

原田委員

私は今年度からの着任ですので、これまでの経緯が森脇委員ほどはわかってないんですが、今の委員のおっしゃったのがまさしくで、特色化を図れば、生徒はそれに魅力を感じると。でも、これはあくまでも募集定員の比率なので、そこがお話を伺っていて、例えば、とある私立高校が魅力を訴える。そうすると、生徒はそっちへ行きたいという気持ちを強めても根底にこの7対3という数字があると、あるとは言わないんですが、進路実現に最終的には子どもたちに影響を及ぼさないのかという、言いたいことがまとまりにくいのですが。現実の部分をいろいろと見て、自分の子ども、周りの中学生たちの進路を進路説明会の場で各学校の公私問わず先生方が、その学校のアピールをして帰られますと、生徒はそれを聞いてその学校に行きたい、その特色に魅力を感じる。でも、あくまでも募集定員のこういった配分が、非常にナイーブな問題ではあるものの、結論として言いたいのは、最終的に子どもにしわ寄せが行かないような部分で、流動性は森脇委員のおっしゃるような部分で必要ではないかと思えます。

もし伊勢地域では、本当に具体的に言うと、公立がかなりの募集定員に今日受検を

受けていると、かなり定員が本当に割っているような学校がある一方で、私の娘と息子の3年間の間隔でも、随分と学校選択の仕方が子どもたち自身が変わっている傾向にもあるので、そのあたりのことを踏まえながら、より内容を、非常に難しいことだとは思いますが、進めていただいて、子どもたちにしわ寄せがいかないように、進路実現ができるようにというところを取り計らっていただきたいと思います。まとまらない意見で申し訳ないですが、すみません。

教育政策課長

ありがとうございます。まず、もう一度、確認ですが、8ページに書かせていただいた75～76%とか24～25%というのは、結果的にこうなるだろうということで、あらかじめ設定しているわけではないので、そこだけご理解いただきたいと思います。

7ページの(3)の3行目にありますように、今後の公私比率はあくまでも確定的に定めるものではなく、状況を見ながら、もちろん活性化を図れるようにというところでやっていきます。そこで、行きたいところに行けないんじゃないかということもあるかもしれないというご意見がありました。毎年毎年、親協議会の公私協の中では、生徒の進学状況とかを毎年、検証して、どんな状況にある、どんな傾向にあるのかを検証しながらやっていきますので、じゃ、行きたいところに自分では行けてないじゃないかということは、当然、ないようにしていかななくてはなりません。一方で非常に人口の少ない地域で選択肢がなくなるということもあってはならないので、本当に間でどんなふうやっていくというのは、非常に難しいことですが、毎年ごとの進学の検証の中でやっていくということで進めていきたいと思っています。

黒田委員

私もこの公私比率という言葉すら、今回、初めて知ることになって、大変恐縮ですが、ところどころ出てくるように、やはり生徒の学習ニーズに応じていくというのが、高校としての強い役割かと思っておりますので、森脇委員も原田委員もおっしゃったように、これからの教育のあり方が変わっていく。公立も私立も、それぞれ特色を生かしていくというところにも重きを置いていくとは思いますが、大学でも今、奨学金の問題などもありまして、公立と私立はかかる学費がすごく違いますので、そういうところもいろいろ考えた中で進みたいところに進ませてあげられるような受け皿ができればいいなと思います。改めて見ていて思いました。

あとは、入った後ですね、見ていて、ここの学校に行きたいなと思うのと、実際、入って見るのと、また多分ギャップも出てくると思うんですが、そういうギャップが広がらないような生徒への導き方というのも、保護者側も先生側も今後も努力していけたらなと思っています。よろしくお願いします。

教育政策課長

文章の中で、7月現在がこんなに公立を希望しているというのがあって、その後逆に私立のほうが増えてくるというのは、定員のこともあるかもしれませんが、夏から秋にかけて、どこの学校でもオープンキャンパスといいまして、入学説明会というのをします。そういう中でそれぞれの学校について、改めて中学生が部活も引退して、その中で理解が深まっていくという部分も一つあるかなと思っています。だから、単

純に定員で諦めてということではないんじゃないかと思っています。

原田委員

今の点、よろしいですか。最初の意見のときにお話ししようかと思ったんですが、実際、今回私の息子は中学3年生で、このたび卒業しました。タイミング的にまさしくそこだと思います。県立高校の説明は前期にあります。県立高校の先生がいらっしゃって、こういったアピールをされると。夏休みを経て、最寄り、私立の学校がオープンキャンパスで魅力をアピールする。その後、後期に伊勢地区の学校だけなのかもしれないですが、おおよそそうだと思うんですが、後期に私立の先生が中心にいらっしゃって、進路説明会第2回となっているんですが、ほぼ私立の学校の先生がいらっしゃいます。そういう流れで、おっしゃったとおりの現象が、子どもたちの中でオープンキャンパスを経て、正直申し上げると、子どもたちの心をそそるような魅力的なPRをされ、制服であったりとか、県立高校と私立高校には学費の差はありますと。学費の差はありますが、考えてください、近くにある私立であれば、交通費はかかりませんよ。定員割れしてくるような県立のことを指して、そこまで行くにはバス代がかかりますよと。この言葉を現状として、ここでお伝えしていいかどうか悩んで、先ほどは話すのを躊躇したんですが、現実問題としては、それはあると思います。なので、この場でオープンにしてもいいお話だとは思いますが、学校の進路説明会では、そういうところを特色化として、子どもたちが部活動、それから制服、親に対してのアピールは交通費というところで、私立の先生たちはアピールして帰られまして、私の3年前の感覚の娘のときより、私立への子どもたちの進学が増えているという感覚は実体験として感じています。補足というか、経験をお話しさせていただきました。

教育政策課長

学校の魅力を伝えることは、私立は非常に上手だというのは、現実に聞いたことがあります。県立のほうもしっかり魅力を伝えることを勉強しながら、また、中学校の進路指導のほうへも、オープンキャンパスに行き、どんなところを見てこなくてはいけないのかということも、しっかりやっていかないといけないことだと思います。

教育長

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告3 教職員の資質能力向上支援事業の平成29年度実施結果及び平成30年度概要について（公開）

（小見山教職員課長説明）

報告3 教職員の資質能力向上支援事業の平成29年度実施結果及び平成30年度概要について

教職員の資質能力向上支援事業の平成29年度実施結果及び平成30年度概要について、別紙のとおり報告する。平成30年3月12日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

最初、3ページをご覧ください。少しご報告させていただく中身についてのご説明をさせていただきます。指導が不適切な教職員への対応ということで、標題は資質能力向上支援事業という形ですが、中身的に少し3ページでご説明させていただきます。

もともと、三重県教育委員会では、平成15年度に「指導力不足教員の対応に関する要綱」というのを定めて、指導が不適切である教諭の指導力向上に対する支援の取組を始めております。その後、平成19年に教育公務員特例法の改正とか、国のほうも平成20年2月にガイドラインを定めたということがありまして、それをふまえて、現在の要綱は平成21年3月に新たに「指導が不適切である教員の対応に関する要綱」というのを定めて、今まで運用をしてきております。

「2 制度概要」ですが、指導が不適切である教員とはどういうものかという定義でございますが、学習指導・生徒指導・学級経営にかかる指導力や教育公務員としての資質に課題を持つ者で、児童生徒に対する教育の期待に応えられないため、支援その他措置を要する教員ということで定めているところです。

どういう形で認定するのかですが、それが「(2) 認定手続き」というところで、校長が度重なる指導によっても改善が見られず、なお指導が不適切であると考えられる場合には、具体的指導・観察記録等を作成し、当該教員からの聴き取りその他の事実確認を行ったうえで、県教委、市町教委等へ報告するというところで、県教委では県立学校長や市町等教育委員会からの報告と本人への聴き取りをもとに、弁護士、精神科の医師、学識経験者などで構成する「指導改善研修審査委員会」というのを開いて、その意見を聴いて、指導が不適切である教員の認定を行うことで、そのような職員であるかどうかを判断していくことになります。

そういう形で判断されて研修が必要な場合については、(3)ですが、研修は所属校及び総合教育センター等において、原則1年の研修を実施するというところで、その研修結果をもとに、現場復帰であったり研修期間の延長であったり等の措置を考えていくという、これが全体のスキームとなります。

そんな中で1ページにお戻りいただきまして、今回教職員の資質能力向上支援事業の平成29年度実施結果と30年に向けてということでご報告させていただきます。2の「(1) 平成29年度の実施状況」ということで、平成29年度に指導改善研修を受講した者が3名ということで、小学校籍2名、中学校籍1名の研修を行いました。その事後措置について、1月26日の三重県指導改善研修審査委員会でご審議いただき、その意見をもとに、2月2日に三重県指導改善研修判定委員会において、3名について、下記のとおり決定したということでご報告させていただきます。

まず1人目、ア 指導が不適切である教員の認定を解除し、1年間の経過観察を伴う勤務に復帰させるということで、認定された者を解除して現場に戻っていただくということです。経過観察を伴うということで、校長先生に定期的にご報告をいただきながらということですが、現場に復帰させるというものです。

状況について少し書かせていただいておりますが、研修を通じて一定の研修成果が見られ、解除するものの、少し資質等について課題が残っていることから、以上のような形の措置とさせていただきます。

2人目、イでございます。この者も指導が不適切である教員の認定を解除して現場

に戻っていただきますが、1年間の指導を伴う勤務に復帰させるということで、アの方と比べると、まだまだ課題が多い中で、指導を伴う勤務ということで、より復帰に当たって支援をするという形で、具体的には非常勤の職員を支援のためにつけて復帰していただくという措置でございます。

ウが3人目ですが、指導が不適切である教員の認定を解除せず、ということで、引き続き不適切な教員のまま解除できないという中で、次年度も総合教育センターで行う校外指導改善研修を受けていただきます。この者については、1年間を通じて生徒指導や社会性における研修の成果が現れ始めているものの、さらなる向上が必要であることから、もう1年研修を受けていただくこととするものです。

平成30年度、新たに指導改善研修の対象となる教員として、1名のご報告があります。小学校の教員1名でございますが、これについても同様に1月18日に三重県指導改善研修審査委員会の審議でのご意見をもとに、2月2日の三重県指導改善研修判定委員会において審査をしましたが、指導が不適切である教員と認定して、次年度研修を受けていただくということで、今年度は3名のうち、2名が現場に復帰し、1名が継続。30年度新たに1名が研修に入ります。

2ページに今後の対応について記載しています。復帰する2名につきましては、今後も引き続き、円滑な復帰が支援できるような形で取り組んでいくこと。解除されなかった教員と、新たに指導が不適切であると学校で認定された教員は、その課題に応じた研修プログラムを作成し、30年4月から1年間、総合教育センターで研修を行いたいと考えています。

概要は、以上でございます。よろしく申し上げます。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

森脇委員

具体的な質問をさせていただきます。これは制度としてはずっと続いていますね。

28年度のときに、もう一回、1年受けてくださいとなった人は、平成29年も受けていますよね。

教職員課長

そうですね。ただ、29年度の方で2年目の方はみえません。

森脇委員

では、28年度はみんな現場に帰ったと。

教職員課長

そうですね。27年度に受けられ、28年度もという方がお一人、おりました。その方は、2年経って現場に戻り、本当に頑張ってみえます。これは本当によいことでした。

森脇委員

2つ目とも関係して、2年受けて現場に帰って大丈夫なのかと逆に思うのですが、これは年限のあるものなのか、それとも、まただめだったら、次の年度もという話に

なるのか、制度の仕組みとしてそれを教えてほしいのですが。

教職員課長

これは仕組み的には原則1年でございます。しかし、もう1年はという形になっておりまして、最大で2年間です。

森脇委員

2年経ったときに現場に戻るか、やめるかという選択ですか。

教職員課長

そうですね。もちろん、これは1年1年、基本的にはその判断をしていきます。例えば、昨年もありましたが、昨年は1年間やっていただいて、見込みがないということで、ご本人もご納得のうえ、退職された方もおります。

今回の2年目になる方は少しお若いのですが、研修効果は出てきていますが、なかなかまだそこまでどうかということがあり、教員としての技量はどうかというところですが、人物が悪いわけではない、子どもたちにも人気がないわけではないとか、まだまだ教員をやっただけの可能性を秘めているということで、全部が全部、改善されていませんが、それがより一層、改善されていけば復帰できる可能性は十分あるということで、2年目の研修をさせたいということになります。

森脇委員

最後です。この3人の方はもしかすると、これは氷山の一角じゃないかと。つまり、こういう形で指導力不足の教員というところまでステージが上がってくると、多分こういう制度の網に引っ掛かるようになりますが、実際その背後には、かなり多くの指導力不足教員とまでは認定できないかもしれないですが、やっぱり学校としては戦力になかなかかなりにくいとしか思えないような教員が結構いるんじゃないかと推察するのですが、そのあたりのことは山田次長にお伺いすればいいのか、よくわからないのですが。例えば、どういう救い方とか、あるいは教員養成教育の問題であるかもしれないですが、それは私も他人事じゃなく聞いているつもりですが、例えば、そういうレベルの人たちの研修はどうなっていて、どういう成果があるのかお伺いしたいのですが。

教職員課長

少しだけ。先ほど、この制度がスタートしたのが平成15年度ということでお話しさせてもらいましたが、平成15年当時は10名受けていただいて、現場に戻れたのはお一人でした。そういう意味ではかなり厳しい中、こういう制度を入れて一生懸命研修はしたが、当時はもしかしたらなかなか厳しい方が多かったのかもしれないです。ですが、これを毎年こういうような形で続ける中において、継続的な研修の効果ということで、言葉はよくないですが、一定、そういうような方についても、みんなで見、研修を受けるべき必要がある人は受けていただいているのかと。

そういう中で、最近、課題があったのが続いていきましたが、新任で入られた方が力不足で2年目研修を受ける方がおみえになってというところ、そういう意味ではずっと長くという方は段々少なくなっているかと思いつつも、若い方、特に最近小学校であれば250人ぐらい採用をしておりますので、どうしても苦手なところがあったりとか、そんなところもあって今の全体かなという形で、自分の立場からは、

そんな形です。

山田次長

ただいま、おっしゃっていただきました教員の資質向上でございますが、校内研修と言われる現場での研修でありますとか、その場で教職員としての同僚性を発揮しながら、互いに学び合っていくこと、そして校長、教頭などが、それぞれの教員の力を見て、こういうような研修に参加するというような形で、私どもが実施させていただいております総合教育センターの研修であるとか、市町教育委員会が行う研修であるとか、そういったところに参加するような形で取り組んできたところでございます。

今回、教育公務員特例法の一部改正によりまして、教職員に求められる資質の指標をつくるということで、三重県といたしましては4つのステージに分けて、あと、指導教諭、主幹教諭あるいは校長、教頭というのはまた別にありますが、それぞれのステージにおいてどういう力が必要か、求められる力というのはどういうものかというのをより明確にさせていただきましたので、そういうものを一人ひとりが、自分のステージに応じてできているかどうかということをしきりと照らし合わせながら、自分の目標として学んでいくことができるようになったかと思えます。

総合教育センターでも、こういうようなステージ、その力に応じて対応する研修講座はこれですということも明確にした研修計画を策定して提示させていただきますので、詳しいことにつきましては、次回、報告させていただきますが、その講座を明らかにすることにより、そこへ積極的に参加いただくということで、資質能力の向上を目指していきたいと考えております。

副教育長

フォローアップ研修を県は5年ぐらい前からやらせてもらっていて、教職員課長が言いましたように、平成15年からこういう非常に厳しい教員を1年間、こちらで研修すると。そのときに、一番難しいというか、キーになるのが自己認知をいかにするかということで、なかなかできない、自分ではそうじゃない、でも、児童生徒理解が課題、乖離があるということで、いかに自己認知できるかというのを育むというか、そういうのも15年から10年ぐらい経ってある中で、一方で若手教員の指導力不足が増えてきたと。それで、特に若手教員の中でも、森脇委員がおっしゃっているように、指導力不足までは至らないものの、早いうちにもう少しくまぐ自己認知したり、児童生徒を理解したりすることで相当違うんじゃないかということで、夏休みと冬休みもだと思んですが、学校にそういう制度があるというのを周知しまして、本人も認識のうえで、1週間程度ですが、こちらへ来ていただいて、ういうようなことをして、必要であれば、当然、学校で授業を教えるわけですが、そのときにもこちらから行かせていただいて現場の様子も見て、フォローさせてもらうというのを、5年ぐらい前からそういう形でもさせていただいているところです。

黒田委員

ちなみに、市町等教育委員会から、こういう先生がいますということで報告があって、来年度、研修を受けてもらいましょうということになるわけですね。その先生が、クラスを持っていた場合は、その間はどうされるのかなとか、その間も先生はいらっしゃるのかなと思って、そのままクラスを受け持っているんですか。その先

生には研修が必要だと認定するわけですね。これは4月から3月の1年ということですので、4月に研修に行くまでの間というのは、どういうふうに。

副教育長

研修自体は、例えば来年度でしたら、4月1日にこちらへ来ていただくのですが、おっしゃったように、今年度中にそういう状況に至っているということで、当然それもございますので、もし前年度の4月から担任を持っているなら、やっぱり支障が出てくるというのが、児童生徒の間、保護者の間で出てきますので、市町教委においてはその学校の中でフォローする職員を入れたり、場合によっては、担任を見直したり、市教委からその都度指導に行ったりという、その学校と市教委なり、本人の状況に応じて、その者一人がずっと授業をするということは、なかなか難しいので、そういうサポートは前年度からしながら、いろいろ課題がどこにあるかというのを目標にして、次の研修にご本人なり学校長に認識を持っていただいて、研修に臨んでいただくという状況です。

黒田委員

この報告があるまでというのは、大分時間を要するのですか、校内でしっかり話されてから上がってくるのか、それが2年3年4年と、気がついてたら経ったなということはどうなんですか。

教職員課長

最近の事例は、気がついた段階で、まずは学校現場で、校長先生も周りの先生方もその方をなんとか支援、指導という形で継続してされます。

しかし、一定、例えば、この期間で自分たちの指導だけでは無理だという話になったときに、初めてそれで何か外部機関の助けが必要ではないか。もう少し系統立った研修が必要じゃないかというところで報告が上がってくると。ですので、そういう形でちょっと調子が悪いということになると、今は各学校、管理職の方はご存じですので、皆さん細かく記録をつけ始めまして、自分らはこのような形でこんな指導もしたが、結果はこうだと。あと、これ以上はなかなか難しいときに、何かもう少し違った形での支援がないだろうかという形で市町教委に上がってきて、それを市町教委から県が様子を教えていただいて、このようなスキームに乗っていく形になります。

黒田委員

人それぞれだとは思いますが、大体どのぐらいで上がってくるものですか。

教職員課長

例えば、今回のこの30年度の方ですと、明らかに調子が悪いという形でわかり始めたのは29年度になってからです。それまでも、少しいろんなところでどうかというところもありましたが、明らかに29年度はカバーしきれないぐらい、調子が悪いという中で、これはぜひというような話のことで上がってきました。

黒田委員

何が言いたいかという、その生徒がかわいそうかなというのがあるので、なかなか判断しがたいところもあるんでしょうが、そういう方は自己認知される方も少ない傾向にあるかもしれませんし、気になったので。

副教育長

中には学校が変わったり、あるいは、学年が変わったり、いろんな児童生徒との関係とか保護者等いろんな関係で、それまではそういうことではなかったけれどもということもございますし、そこは今、課長が申しあげましたように、教員がきっちり教えられるかどうかというのは、大分浸透してますので、校長がよく見ながら、させていただきたいと思います。

原田委員

これは森脇委員がおっしゃったとおり、2年を経て現場に戻って大丈夫なのかなというところでいうと、戻った後のその先生の立場というか担任を持つとか、部活動を指導するとか、そういうことは学校サイドに任されている。

教職員課長

そうですね。基本的にはそういうふうな形ですが、やはり1年間の研修を通じて、本当にものすごく改善したという方ばかりではないので、そういうときは専科指導、専科の担当から始まったりとか、いろんな形で、そういう意味では、せっかく研修を受けて戻っていただく話なので、現場もぜひ、本当の意味で復帰していただきたいというところで、そこは本当に何が一番いいかというのを丁寧に考えながらやっていただくというところです。

原田委員

あと、もう一つ、最初の段階の指導が不適切であるという教員というのは、いろんな経緯を経て、周りの先生方がこれ以上のフォローアップは難しいというところには、先生目線で見ると人物像というところをふまえて、ここは学校マネジメントの中で、学校の校長先生、各管理職の先生がどれだけその先生のことを見ているか、それから、生徒からの評判と言っては変ですが、生徒の声をどこまで酌み取っているかというところが、それがあって初めて、この先生は学校の指導者としての厳しいところがあるという。先ほど、厳しい教員という言葉がありました。そこら辺は生徒の意見みたいなのは、あまり吸収しすぎると収集がつかないのかもしれないですが、それは学校でよくある学校アンケートみたいなものとかが生かされたりはしているんですか。

教職員課長

これまでの例からいたしますと、何かアンケート結果でどうこうということではなくて、やはり管理職が、日々、職員を指導しておりますので、教室を見に行ったりとかするというようなところで、これはというようなことであれば、やはり皆さんが気がつきますので、そこで集中的に審議に入りますが、これ以上はという話のときにといいことですので、そこはいろんな、何が得意とか不得意とか、人によってあります。生徒とのコミュニケーションが苦手という話なのか、本当に授業が下手なのかとか、知識がないとか、いろんなことがあります。やっぱり一人ひとりによって事情は違いますが、トータルで子どもたち目線で見るときに、この方がこの現場に立って教員として学校において仕事をするのは難しいということであったとすれば、それはなんとかしないといけないというところがありますので、そのような観点では、総合的にというところですが、そうかなというふうに思います。

原田委員

そういう面を見られる先生方が、そういう認定をしていただけるような学校マネジ

メントというのをお願いしたい部分と、学校アンケートというのを見ると、漠然とした質問が多くて、親として答えづらい。3段階とか5段階に評価されていて、地域とのコミュニケーションはどうですかとか、学校は美しい、きれいに整っていると思いますかとか、ちょっと漠然として、大体、普通とか良いというふうにアンケート的なものを答えたりはしますが、もちろん、現場で働く先生が、一番子どもたちのことを見てくださっているとは思いますが、これは目線というのが、こういうところにしっかりと反映するようなことをお願いしていければと思います。

教育長

ほか、いかがですか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—